

文書番号：HQLC-05

版数：第2版

制定日：2014/6/19

## 人間生活工学製品機能認証 認証料金規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、「人間生活工学製品機能認証 業務規程」(以下、「業務規程」と言う)に基づき、一般社団法人人間生活工学研究センター(以下、「HQL」と言う)が実施する、製品機能認証に係る料金(以下、「認証料金」と言う)について、必要な事項を定めるものである。

### (認証料金)

第2条 業務規程第25条の認証料金は、次表の通りとする。

項目	金額(消費税別)	内容
認証申請料	100,000円/1申請書	認証を申請するための費用。 但し、申請書に記載の「人間生活工学的機能の名称」もしくは「ディスクリプション」のいずれか多い方が5個までの費用です。どちらかが、6個以上の場合、6個目から1個当たり、20,000円(税別)の増額となります。 認証審査引受書を受理後、すみやかにお支払い下さい。
認証登録料 (更新料)	50,000円/1認証登録(1年間)	認証された製品等の認証登録費用。HQL認証事務局が行う登録管理、問い合わせ対応、Web掲載等の費用です。 認証通知書を受理後、すみやかにお支払い下さい。 認証登録は1年更新です。当該年度の認証期間終了日までに次年度分をお支払い下さい。
確認審査料	20,000円/1申請書	認証登録された製品等にディスクリプションの追加を希望する場合の費用。 確認審査引受書を受理後、すみやかにお支払い下さい。

### (収 納)

第3条 認証料金は、HQLの求める期日までに、指定する銀行口座への振り込みで支払う。

2 前項にかかわらず、個別の協議により合意した場合には、別の支払い方法をとることができる。

(認証料金の加算)

第4条 認証を実施するにあたり、特別の調査費用または出張費用等は生じた場合には、申請者の負担とする。

(認証料金の見直し)

第5条 認証料金は、認証の公益性に鑑み、認証の数、認証登録に係る諸費用、その他諸般の事情を考慮し、必要に応じて見直すこととする。

(認証登録証の再交付)

第6条 認証登録証を再交付する場合には、1通につき、10,000円(消費税別)を申し受ける。

附 則

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

以上